

重 要

令和4年6月20日

保護者 様

長崎市立土井首中学校
校 長 山川 雅弘

台風接近及び自然災害等における学校の対応について

梅雨の候 保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、台風接近及び自然災害等における発令に際しては、対応マニュアルを作成し、対応することとしています。

つきましては、下記の内容及び裏面の「対応マニュアル」（保存版）を参照いただき、安全確保のために適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、台風等による被害があった場合は、学校までご連絡くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 登校時（午前6時30分）に「台風の警報・避難指示」が発令されている場合、生徒は保護者の判断において、避難所に避難するか自宅待機とする。
- 2 登校時（午前6時30分）に「台風の警報・避難指示」が発令されていない場合、平常どおり登校する。ただし、居住地や通学路に危険な状態があり、登校が困難であると保護者が判断した場合は、学校へその旨を連絡し、避難所に避難するか自宅待機とする。この場合、「遅刻」「欠席」扱いとはしない。
- 3 午前10時に「台風の警報・避難指示」が継続している場合、学校は「休校」とする。
- 4 午前10時に「台風の警報・避難指示」等が解除された場合、生徒は登校する。
ただし、居住地や通学路に危険な状態があり、登校が困難であると保護者が判断した場合は、上記「2」の対応と同様とする。
- 5 生徒が学校に登校した後に「台風の警報・避難指示」等の発令が予想される場合は「早めの下校」、発令された場合は「学校待機」の措置をとる。ただし、学校待機の場合、安全が確認できれば下校させることもある。